

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の名称

豊かな環境に出会えるまち くまがや

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

熊谷市

### 3. 地域再生計画の区域

熊谷市の全域

### 4. 地域再生計画の目標

熊谷市は、埼玉県の北部、関東平野のほぼ中央に位置しており、平成17年10月1日、熊谷市、大里町、妻沼町による市町村合併を経て「新」熊谷市が誕生した。そして平成19年2月13日には江南町との合併により、面積は159.88km<sup>2</sup>に広がり、県北初の人口20万都市としてさらなる成長を遂げた。「みんなで創る自立・安心・元気なまち」という新たな将来都市像のもと市民・企業・行政などが協力し「あついぞ！熊谷」やミニ野菜「ミニくま」といった「熊谷ブランド」の展開など、地域の特性を生かしたさまざまな施策によるまちづくりを進めている。

本市は荒川、利根川という二大河川の流域に位置していることから肥沃な大地を有しており、市街地周辺に広がる田園地帯から生産された小麦は国内有数の生産高を誇っている。また、元荒川上流には清流にしか生息できない魚「ムサシトミヨ」が国内で唯一確認されており、400年の歴史を持つ県内最古の農業用水路「備前渠用水」は今もなお開削当時の姿を残している。さらには、「荒川・押切の虫の声」が日本の音風景100選として環境庁に認定されたのに加え、平成10年に旧江南町において制定された「ホテルの保護に関する条例」を、熊谷市として新たに施行し環境保護を推し進めるなど、環境に対する高い意識と、貴重な文化遺産や豊かな自然環境に恵まれたまちである。

利根川、荒川をはじめとする市内を流れる河川や水路は、人々の生活に恵みをもたらしてくれているが、生活様式の都市化や生活水準の向上に伴い、生活排水による河川、水路等の汚濁が問題化しており、その対策が必要不可欠である。埼玉県の調査によると、河川、水路等の汚濁の原因の約70%が生活排水によるとされているが、本市においても公共下水道や農業集落排水が未整備の住宅密集地を通過する水路の汚濁が顕著となっている。市内を流れる水路の多くが農業用として使用されている本市の状況から、生活排水が農業に及ぼす影響は非常に大きなものである。また、河川、水路の汚濁は生活環境の悪化をきたす一方、ムサシトミヨやホテルをはじめとした多種多様な動植物が生息する親水性のある水辺は人々に潤いを与え、まちづくりを支える大切な要素となっている。こうした意味で生活排水を適切に処理し、河川、水路の浄化を図ることは非常に重要な課題である。

そのような中で、旧熊谷市では昭和31年から下水道事業を、平成3年からは浄化槽設置整備事業（個人設置型）を、また、平成6年からは農業集落排水事業を展開して生活排水処理の普及促進をしている。同様に、旧大里町では平成2年から浄化槽設置整備事業（個人設置型）を開始、旧妻沼町では平成元年から浄化槽設置整

備事業（個人設置型）を、平成6年からは農業集落排水事業を、平成7年からは下水道事業を実施している。そして、旧江南町では昭和58年から農業集落排水事業に、平成14年からは浄化槽設置整備事業（個人設置型）に取り組んできた。

計画作成時における熊谷市の汚水処理人口普及率は52.3%となっているが、依然として低迷している状況であり、更なる普及率の向上が望まれている。

このため、下水道、浄化槽、農業集落排水などの汚水処理施設の整備を継続して推進していくと共に、市民が自ら河川や水路の環境に関心を持つことにより、生活排水を適切に処理し河川、水路の水質改善を図るよう、生活排水の浄化及び河川浄化思想の啓発を積極的に推進する必要がある。また、平成11年には妻沼南河原環境浄化センターが、平成17年には荒川南部環境センターが完成し、増加傾向にある浄化槽汚泥にも対応できる新しい汚泥再生処理施設として、環境改善の一翼を担うことが期待されている。

このようにして、今ある環境を保全し、人と自然の共生できる「豊かな環境に出会えるまち くまがや」を将来にわたり創造していく。

#### （目標1）汚水処理施設の整備の促進

汚水処理人口普及率を52.3%から54.3%に向上

#### （目標2）環境に係る啓発事業の推進

浄化槽管理者講習会の受講率を26.3%から50.0%に向上

### 5. 目標を達成するために行う事業

#### 5-1 全体の概要

公共下水道を整備していくと共に、下水道認可区域、及び農業集落排水事業区域以外の区域に浄化槽を設置することにより、一体的な汚水処理施設の整備を図り、効率的に地域の生活環境を改善する。また、施設の整備のみでなく環境の保全、創造に対する意識の向上を図るため、さまざまな環境に係る啓発事業等を積極的に推進していく。

#### 5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

##### （1）汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。  
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道・・・平成17年8月に事業認可変更

##### [事業主体]

いずれも熊谷市

##### [施設の種類]

- ・公共下水道
- ・浄化槽（個人設置型）

##### [事業区域]

- ・公共下水道

熊谷市円光一丁目、大原一丁目地区

- ・浄化槽（個人設置型）  
公共下水道、農業集落排水事業の区域を除く熊谷市全域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成19年度～21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道（交付金対象事業分） 管渠 φ200 2, 114m
- ・浄化槽（個人設置型） 1, 373基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 525人  
浄化槽 3, 628人

[事業費]

- ・公共下水道 事業費 69, 200千円  
(うち、交付金 34, 600千円)
- ・浄化槽（個人設置型） 事業費 332, 645千円  
(うち、交付金 110, 881千円)
- ・合計 事業費 401, 845千円  
(うち、交付金 145, 481千円)

### 5-3 その他の事業

基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取り組み

市町村合併により生まれ変わった熊谷市は、「自立・共生」「安全・安心のまちづくり」「活力あるまちづくり」「住民と行政の協働によるまちづくり」という4つの基本理念の下、さまざまな施策を展開している。旧市町において定められていた環境基本計画に基づく施策についても引き続き実施するとともに、新市に適合した新環境基本計画の策定を予定している。

- ・身近な環境の調査研究委託事業

豊かな自然を残すため、学校と地域が一体となって水環境を重点とした身近な環境について考えることを目的とし、地域の環境の調査・研究を学校に委託している。研究や研究成果の発表を通して環境に対する意識の向上を図る。

- ・公民館での環境講座

公民館での環境講座に積極的に講師を派遣し、自然の変遷を知ってもらうと共に水環境を守ることへの理解を深める。

- ・水質測定事業

環境基本法に定める水質の環境基準のうち、人の健康を守るために維持することが望ましい基準として定められる健康項目と、生活環境を守るために維持することが望ましい基準として定められる生活環境項目について、一級河川はもとより独自に市内の主な河川、用水路などの水質測定を実施することにより、水質の管理に努める。

- ・児童環境教育推進事業

家庭での環境管理を子供たち主導で実践する教育支援プログラム「キッズISSO」を市内全ての小学校に導入している。子供たちを通して環境問題への関心を高めるために、引き続き事業を推進していく。

- ・自然環境にふれあうための事業

生活排水が水質汚濁の主な原因となっていることから、市民の意識啓発をはかるため、夏休みに「親子水辺観察会」を実施している。また、春と秋に開催する「自然観察会」では、野鳥の観察や動植物の生態系について学習し、自然への関心と造詣を深める取り組みを行っている。

- ・ムサシトミヨの保護事業

埼玉県指定の天然記念物であり、県の魚でもある貴重な魚「ムサシトミヨ」を保護、保存していくための事業。保護区域の水質検査の実施や清掃等による生息地の保全を行なうと共に、講演会などのイベントを通して保護意識の普及啓発を推進している。

- ・浄化槽管理者講習会

浄化槽の維持管理の方法と重要性について学んでもらうことを目的とし、浄化槽設置者を対象に年1回、講習会を開催している。適正な維持管理を徹底することにより、公共水域の水質の改善を図る。今後は回数、内容を充実させ、受講率の向上を目指す。

- ・浄化槽の維持管理ネットワーク事業

埼玉県浄化槽適正維持管理推進委員会に熊谷市として参加している。住民意識啓発や一括契約方式等の維持管理システム、住民サービスの方策についての検討、及び維持管理技術の向上を図る。

- ・くまがやエコライフフェア

毎年、環境団体や企業、市などの共催により「エコライフフェア」を開催している。それぞれが調査・研究したテーマによる発表や、リサイクルファッションショー、環境関連商品の展示、紹介などが行われ、市民の環境に対する関心を高めている。

## 6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に関係部署の担当者からなる会議を開催し、必要な調査を行い状況を把握・検証し評価をする。また、必要に応じて計画の見直しを行なう。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

単独浄化槽から合併浄化槽への転換を積極的に促進すると共に、維持管理の適正化を図り水質の改善に努める。また、農業集落排水事業については、そのあり方を計画への参入を含め随時検討していく。